

「国際主義」の信条を振り返る夏

令和最初の終戦記念日を迎える。昭和と平成という2つの御代が去った今、日本人々の大勢は、七十余年前の「戦争と平和」を、もはや自らの実感としては語れない。七十余年前の「戦争と平和」に關しては、それにどのような意味を与え、それからどのような教訓を引き出すかという知的作業は年々、大事になっていくのである。

日本再起に問われた国際協調

昭和20年11月、終戦3カ月後、現在では戦前の「東軍演説」や「反軍演説」で知られる齋藤隆夫を中心に、日本進歩党が結成されたけれども、その「立憲宣言」には、次のような文言がある。

「更ニシテ外ニシテハ、排他的優越感ニ基ク國家至上主義思想ヲ払シテ、永遠ニ戦争ト武力トニ絶縁シ、國際正義ト相互信頼ト立ツ道義外交ヲ恢復シ、世界協同組織ノ参加者トシテ、万世ノ為ニ太平ヲ開キ、以テ人類文化ノ進進ニ

令和の8月に思う

貢献セサルヘカラス」
また、戦前、齋藤に並ぶ自由主義者として語られた牧野伸顕もまた、最晩年に至って残した「回顧録」中に次の記述を残している。
「日本の新憲法の基礎観念も、國際聯合の永久平和の精神を応用して法文を作成するにあつたと思われるのであり、日本としてはこの意味において、力の及ぶ限りを尽くして誠実に國際聯合の發達を助成し、その成功を念願とすべきである」
齋藤や牧野の言葉にも示唆されるように、戦後日本の再起に際して確認されたのは、「國際主義」の信条だつた。それ故に、サンフランシスコ講和會議に際して、吉田茂首席全權代表は、講和條約受諾演説中、「われわれは國際社會における新時代を待望し、國際連合憲章の前文にうたつてあるような平和と協調の時代を待望するものであります。われわれは平和、

正論



東洋学園大学教授
櫻田 淳

正義、進歩、自由に挺身する国々の間に伍して、これらの目的のために全力をささげることが誓うものであります」と語っている。
日本が國際連合への加盟を実現させた折、重光葵外務大臣は、國連總會演説で、日本が國連加盟申請に際し、「日本國が國際連合憲章に掲げられた義務を受諾し、且つ日本國が國際連合の加盟國となる日から、その有するすべての手段をもつてこの義務を遂行することを約束するものである」と宣言した事実を強調していた。

しかし、実際には、「平和、正義、進歩、自由に挺身する国々の間に伍して、全力を捧げる」という吉田の言葉とは裏腹に、日本の対外姿勢は、久しく「消極性」を免れないものであつた。

窒息させた憲法学者の言質

憲法第9条を盾にして、対外関与に際しての「積極性」を厭い、それを平和主義の言辭で糊塗する姿勢が、定着したからである。「國際社會において、名譽ある地位を占めたいと思ふ」という憲法

前文の「國際主義」の精神は、次第に窒息したのである。
篠田英朗東京外国語大学教授の近著『憲法学の病』（新潮新書）は、「國際主義」の精神を窒息させたのが、宮沢俊義以来の日本の憲法学者主流の言説であつたと断じ、その言説における「独善性」、「排他性」、「閉鎖性」を「ガラパゴス憲法学」として批判している。確かに、特に平成改元以降、「國際主義の精神」を日本が發揮して何かをしようとするは、憲法に依る解釈を占有しようとしてきた憲法学者主流の言説であり、その言説に「幻影としての權威」を見た一部国内メディア・世論であつた。

両陛下が体现される國際性

振り返れば、筆者を含む1960年代生まれの世代は、「國際性」をこそ一つの価値として信奉してきた。1980年代半ば、「經濟大國・日本」の隆盛が頂点に達し、当時の中曽根康弘首相・安倍晋太郎外務大臣の下で「國際國家・日本」が標榜された時節は、この世代にとっての「若き緑の日々」に重なる。故に筆者は、平成改元直後の國連平和維持活動（PKO）協力法制定から近年の安保法制策定に至るまで、日本が「國際主義の精神」を發揮して何かをする構えを整えるのは、「戦前への回帰」ではなく、「時代の要請」に対する当然の応答だと思つてきた。今、令和の御代を迎えて、今上天皇后両陛下は、筆者にとつては、「我等の世代の両陛下」であられる。両陛下が体现されている「國際性」こそ、令和・日本の導きとしたいものである。

(おんたけだじゅん)